

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です

令和8年（才）第284号 上告提起事件

上告人 山縣 真矢 外7名

被上告人 国

上告審証拠説明書

(甲A950～甲A955)

2026（令和8）年4月23日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子
同 寺 原 真希子
他

号証 甲 A	標 目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
950	同性婚を法律婚 の対象としない 民法等の諸規定 を合憲とした東 京高裁判決に関 する一考察 ～東京高裁令和 7 年 11 月 28 日 判決～	写し	2026/ 01/27	小林直三	(a) 本評釈において、原判決には以下のような問題があると指摘されていること。 ・ 原判決は、憲法 24 条に関し原意主義的な解釈を重視し、国会の立法裁量を極めて重視している。しかし、これでは、いくら婚姻に関する社会状況の変化が生じているなどしても裁判所による人権救済を否定することになり、裁判所の責任を放棄するに等しい (① (7 頁)、④ (9 頁～10 頁) 参照)。 ・ 原判決は「社会の基礎的な構成単位となる

					基本的な家族の姿」は「男女の性的結合関係による子の生殖」を前提とすると捉えるが、こうした理解は、家族のあり方の多様性が十分に認められていなかった時代の家族観を現代に引き継ぐものであり、今日の家族の在り方の多様性を極めて限定してしまう。こうした理解を高等裁判所の判決で示すことは、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を妨げることになり、適切でない(②(7 頁～8 頁)、④(9 頁～10 頁) 参照)。 (b) 評者が、原判決は(明示してはいないものの) 同性同士の家族形成に関する法制度の欠如が憲法 13 条及び 14 条 1 項に違反することを示唆しているとの見解を示していること(③(8 頁～9 頁)、④(9 頁～10 頁) 参照)。
951	「結婚の自由をすべての人に」 訴訟 2025 年 11 月 28 日の東京高裁判決に対する法学者有志抗議声明	写し	2026/03/03	大野友也 清末愛砂 永山茂樹 外 57 名	(a) 法学者 60 名が、原判決には憲法学の観点から看過できない誤りがあり、最高裁でこうした問題が是正されるべきだとして、原判決に対する抗議声明を公表したこと。 (b) 同声明において、原判決には問題が多くあるが、とりわけ 24 条 1 項・2 項の解釈と前文の解釈について憲法学の観点から看過できない以下のような問題があると指摘されていること。 (前文の解釈) ・ 従来、裁判所は憲法前文の裁判規範性を承認したり、前文を根拠に権利規定を補充的

					に解釈したりすることには消極的であったが、原判決は、憲法前文第一段の「われらとわれらの子孫のために（中略）この憲法を確定する」という箇所を用いて、24 条の「婚姻の権利」の射程を狭め、合憲とする解釈を導くという手法を採用した。基本的人権の擁護の観点から前文を積極的に用いるのであれば、それは評価すべきことであるが、原判決のように、権利を積極的に拡張する方向で前文を用いることには消極的姿勢を示しつつ、権利を制限する方向では前文を用いることに積極的姿勢を示すのは、解釈態度として整合性を欠く（第 4 段落参照）。 ・ 原判決は、平和主義と基本的人権の尊重を実現するための政治システムとして国民（人民）主権原理を採用することを宣言した前文の重要な箇所を省略し、「われらとわれらの子孫のために（中略）この憲法を確定する」という文言だけを使って婚姻を異性に限定することが合理的だという結論を導いているが、前文の恣意的な引用・解釈として断じて許容できない（第 5 段落参照）。 (24 条 1 項・2 項の解釈) ・ 原判決は、異性婚を前提とした諸規定が「一の夫婦とその間の子」の結合体を、社会の基礎的な構成単位となる基本的な家
--	--	--	--	--	--

					族として想定するものだとし、それ自体を合理的なものだと何度も強調するが、論点を誤っている。本件で争われているのは、同性婚を認めないことの合理性であり、現行の異性婚制度の合理性ではない。原告らは、法律上同性のカップルも婚姻制度に参加させるべきだと主張していたところ、原裁判所は論点ずらしを行い、あたかも原告らが異性婚制度それ自体を違憲と主張しているかのように述べている。これはもはや言いがかりである（第 6 段落～第 7 段落参照）。 ・ 「一の夫婦とその間の子」を基礎的な家族とし、それを保護することが合理的であるから同性婚を保護しなくても問題ない、とすることは、子のいない夫婦やシングルマザー・シングルマザー、単身者などを保護しなくとも不合理ではないということに等しい。しかし現実には多様な家族の形が存在しているのであり、そうした様々な家族を憲法 24 条 1 項・2 項は保護している（第 8 段落～第 9 段落参照）。 ・ 原判決以外の 5 高裁は、いずれも 24 条 2 項の「個人の尊厳」や 13 条の「個人の尊重」を重視し、同性婚を認めないことを違憲と評価した。そのような解釈こそ、憲法のまっとうな解釈である。そうしたまっとうな解釈から大きく乖離した原判決には、
--	--	--	--	--	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

東京二次訴訟上告審提出の書面です

					大きな問題がある (第 9 段落参照)。
952	トランスジェンダー当事者にとっての現行婚姻制度	写し	2026/04	立石直子	(a) 性別変更をめぐりトランスジェンダー当事者が直面している具体的な困難は特例法上の性別変更要件の違憲性の次元のみに還元されるものではなく、婚姻制度や戸籍制度といった具体的な家族に関わる法制度の在り方に根差した問題としてとらえるべき側面もあること (1 (104 頁～105 頁)、4 (109 頁) 参照) (b) 日本の現行の婚姻制度は、社会に広く存在する異性愛規範を背景としつつ、法制度としては一組の男女の関係を婚姻として承認する異性婚主義として機能してきた。しかし、現在、国民の婚姻観は大きく変化し、婚姻行動自体にも大きな変容が見られ、婚姻は必ずしも生殖を前提とする若年期の制度にとどまらず、生活共同体の形成や相互扶助を目的とする制度としての性格を強めている。同性婚など性的マイノリティの権利保障が社会の課題ともされ、婚姻制度の目的を何に見出すのか再考を迫られていること (2 (105 頁～106 頁) 参照)。 (c) 現行の婚姻制度が同性婚を排除していることによって、同性愛者だけでなく、トランスジェンダー当事者にも不利益が生じている。例えば、戸籍上の性別を変更していないトランスジェンダー当事者が性自認に基づき異性愛関係にある場合、婚姻を成立させることができない。また、特例法の非婚要件により、

				現在婚姻関係にある当事者は婚姻関係を維持するか、婚姻を解消して性別の変更をするかという選択を迫られる。このように本来、両立しうるべき生活上の基本的な利益がトレードオフの関係に置かれている。しかし、戸籍上の性別の変更を求めるか否かは本来当事者の自己決定に委ねられるべきであり、いずれの選択においても不利益が生じることがあってはならないこと (3 (106 頁～109 頁)、4 (109 頁) 参照)。 (d) 原判決について触れる箇所において、原判決には以下のような問題があると指摘されていること (3(2)108 頁～109 頁) ・ 原判決は婚姻の制度設計として生殖の機能を重視しているが、同性の者同士による結合関係を制度としての婚姻から排除すべき合理的理由が不明である。 ・ 原判決は①「立法の不存在によって、同性の者同士が婚姻の本質を伴う結合関係を形成すること自体が侵害されているわけではな」いというが、制度としての婚姻から生ずる種々の効果の享受を求める控訴人らの主張とかみ合っていない。 ・ 原判決は①「同性の者同士の事実婚」として法的保護を受けうるというが、原判決も認めるとおり異性の事実婚（内縁）と比してその保護が限定的である。 ・ 原判決は②「法制度の趣旨に即して個別に
--	--	--	--	--

					適用ないし類推適用を受けることはでき」 る、③一部は契約で代替することができる、④自治体のパートナーシップ制度による公証が進み、民間企業での支援が広がっているというが、これらは制度の不存在に対応するあくまで補充的な「救済」の展開にすぎない。これらを盾に、裁判所の人権救済が後退することは妥当でない。 ・ 原判決は⑤性自認が身体的性別と一致しない者は特例法による法律上の性別変更を経て法律婚を選択することができるというが、トランスジェンダー当事者に婚姻をするために法的性別の変更手続きを迫るものであり、当事者の個別の事情を十分に考慮していない。 ・ 婚姻制度に同性婚を包摂することは、異性婚を排除するものではなく、今、問われるべきは憲法 24 条 2 項の下に定められる民法・戸籍法上の婚姻制度において、同性婚が認められないことの合理性である。原判決はこれに十分にこたえていない。
953	同性カップルの婚姻に、どのように最高裁は答え、国会は応えるのか	写し	2026/ 04/09	渡邊泰彦	(a) 評者が、原判決の理由づけに対して理解しがたい論理の積み重ねによって合憲という結論を導き出したと評価していること (1 頁参照)。 (b) 評者が原判決には具体的には以下のような問題があると指摘していること。 (原告の主張とのズレ)

				・ 原判決は同性カップルの関係は「同性の者同士の事実婚」として捉え得るとし、その保護の在り方については立法府に委ねられるべきだとした。しかし、原告が求めているのは、「事実婚の制度化」ではなく、異性カップルと同様に、婚姻をすることができるという平等な地位であり、婚姻そのものを否定したまま、事実婚的な保護を制度化すればよいというのは、原告の請求の核心をすり替えているといわざるを得ない（2 頁参照）。 (別制度の問題点) ・ 仮に、事実婚制度の整備によって配偶者控除や相続権などの不利益が一定程度解消されるとしても、婚姻と区別された制度にとどまる限り、そこには象徴的な格差が残る。異性のカップルだけが婚姻の制度に属し、同性カップルはそこから「排除された」別の制度に属するという構図は、社会的に“セカンドクラス”という印象を与えかねない。家族の形成に関する法制度は単なる財産的効果の集合ではなく、社会的公証（身分関係の証明）という意味も持っており、その点を軽視する議論には強い違和感を覚える（2 頁参照）。 (24 条解釈の問題点) ・ 原判決は、憲法制定当時、同性カップルが社会的に承認されていなかったことを重
--	--	--	--	--

				視し、憲法 24 条の「婚姻」に含まれないと論じたが、憲法の解釈を制定当時の社会通念に固定するという考え方は、今日において大きな問題をはらんでいる（2 頁参照）。 (自然生殖へのこだわりの問題点) ・ 原判決の根底には、「異性カップルには潜在的な生殖能力があるが、同性カップルにはそれがない」から婚姻は認められないという発想があるが、この理屈には大きな疑問がある（3 頁参照）。 ・ 生殖補助医療の発展により、女性カップルが第三者から精子提供を受けて子どもをもうけることは可能であり、異性カップルが精子提供や卵子提供を受けた場合と本質的に変わらない（3 頁参照）。 ・ 仮に「自然生殖」ができないという点を重視するとしても、それだけで婚姻の可否を分けるのは妥当でない。異性カップルの中にも子どもをもうけない、あるいはもうけることができない夫婦は数多く存在するが、それでも婚姻は認められている。養子縁組という制度を通じて、血縁によらない親子関係が法的に保護されている。養子縁組によって子を迎え入れ、継続的に養育することも、社会の次世代を支える重要な営みである（3 頁参照）。 ・ 「自然生殖」だけを強調し、それを婚姻制
--	--	--	--	--

					度の核心に据える原判決の理屈には、家族の多様な在り方を十分に踏まえていないのではないかという疑問を抱かざるを得ない (3 頁参照)。 (c) すでに日本社会の中に同性カップルの家族が現実存在している。パートナーとして共に生活し、なかには子どもを育てているカップルもいる。問題は抽象的な制度設計の話ではなく、「現に存在する家族を、法がどのように扱うのか」という問いである。男性カップルだから、女性カップルだからという理由で、その家族を婚姻制度の外に置き続けることが、本当に憲法の掲げる個人の尊厳や平等の理念と整合するのか、真剣に考える必要があること (3 頁参照)。
954	同性婚訴訟：5 つの高裁判決の到達点と東京高裁合憲判決の問題点	写し	2026/02	二宮周平	(a) 評者が原判決について触れる箇所において原判決には以下のような問題があると指摘していること。 ・ 原判決は、民法の歴史分析において届出婚主義の採用を詳細に記述するが、明治民法制定過程から、生殖能力を婚姻の成立要件とせず、生殖不能を婚姻の無効、取消原因離婚原因とする規定が設けられず、明治民法下の学説も、婚姻の目的は「終生の共同生活」、「共同の生存」にあり、「性交又は子を得ることは必ずしも婚姻の目的ではないと解するものが大勢であり、生殖能力を有しない者も婚姻をすることができると

					解していた」ことには、一切言及しない (3(1) (7 頁) 参照)。 ・ 原判決は、婚姻制度の目的として子の生殖と養育を正当化するが、法制度としての婚姻の目的は、法が予定し期待する役割という意味での目的であり、法規定に明記されていない限り、立法の経緯や婚姻に関する法の規定全体から解釈により明らかにされる。原判決の解釈はこの点で不誠実である。また、法制度である以上、上位の法である憲法と整合するものでなければならぬが、24 条には、法制度としての婚姻の目的を子の生殖と養育とする手掛かりは存在しない (3(1) (7 頁～8 頁) 参照)。 ・ 原判決は、婚姻の目的が子の生殖と養育を前提とするのは、「一の夫婦とその間の子」の結合体を「社会の基礎的な構成単位となる基本的な家族の姿」と想定しているからだとするが、民法は、夫と妻、親と子、親族相互、共同相続人相互の個人間の権利義務関係を定めるものであり、「基本的な家族の姿」など想定していない (3(1) (8 頁) 参照)。 ・ 子の生殖と養育は、すべての婚姻当事者に共通するものではない。身体的な事情で子をもうけられなかったり、ライフスタイルとして子をもうけない当事者もいるにもかかわらず、これを婚姻の目的とすること
--	--	--	--	--	--

					は、権利義務の総体であるパッケージとしての婚姻に特定の家族像（子を産み育てる家族）を付加することにほかならない。婚姻が制度である以上、その目的は規範化され、婚姻＝出産という社会通念が形成され、事実上出産と子育てが強制される。子のいる家族が完全だ、子を産んでこそ一人前の女だなどの思い込みが、不妊で悩む女性を苦しめたばかりか、子の生殖と養育の目的化は、女性の自立や生き方の自由な選択を抑圧してきた。歴史的、伝統的な婚姻制度の目的に依拠することは、まさに憲法 24 条の「個人の尊厳」に反する（3(1)（8 頁）参照）。 ・ 法律婚ができない同性カップルを「婚姻としての社会的承認」がないと捉えるのは、同語反復であり、同性婚を認めない本件諸規定を正当化するための言辞にすぎない（3(2)（9 頁）参照）。
955	同性カップルの「婚姻」と個人の自律	写し	2026/04	松原俊介	(a) 同性婚の承認が「かつては法的にも差別され、現在でも『二級市民』として社会的に差別されている者たちが、自尊を回付すべく対等な人格としての承認の『象徴』を求める闘争」であることからすれば、婚姻を求める「両当事者」に開かれた一つの条文が存在することが望ましく、憲法 13 条を指導原理とした憲法 24 条の解釈によって同性カップルの婚姻の自由を保護範囲に含めて解釈すべきであるこ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

東京二次訴訟上告審提出の書面です

					と (6 (33 頁) 参照)。
--	--	--	--	--	------------------

以 上